鳥栖市監査告示第19号

令和8年10月22日

# 監　査　結　果　報　告　書

鳥栖市監査委員

川　﨑　　真　澄

徳　渕　　拓　三

鳥 監 第 1760 号

令和 8 年 10 月 22 日

鳥栖市長 向 門 慶 人 様

鳥栖市監査委員

川 﨑 真 澄

徳 渕 拓 三

# 財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、公益社団法人鳥栖市シルバー人材センターの財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

# 財政援助団体等監査結果報告

| | |
|---|---|
| 監査対象団体 | 公益社団法人　鳥栖市シルバー人材センター |
| 所　管　課 | 健康福祉みらい部　高齢障害福祉課 |
| 団体の概要 | 定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の簡易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。 |
| 監査対象事務 | 令和7年度における市補助金に係る出納その他の事務 |
| 監査実施日 | 令和8年10月5日（往査により実施） |
| 監査の方法 | 提出された資料及び関係帳簿類を照合し、必要に応じて関係者の説明を聴取する等の方法により、補助金が交付目的に沿って適正に執行されているか、補助金に係る収支等の会計が適正に処理されているかを主眼点とし、鳥栖市監査基準に準拠し監査を実施した。 |
| 監査の結果 | 監査対象の事務については、留意すべき事項はあるものの概ね良好に執行されていた。<br>なお、留意すべき事項については、その内容を所管課に説明をし、注意喚起を行うよう要請した。 |